

東広島市監査公表第6号

地方自治法第199条第1項、第2項、第4項及び第7項の規定に基づき、令和6年度下半
期に定期監査等を実施し、同条第9項の規定により、監査の結果に関する報告を決定したので
公表する。

令和7年3月26日

東広島市監査委員	天神山 勝浩
同	五 丁 和 夫
同	坂 元 百合子
(公 印 省 略)	

令和 6 年度（下半期）財政援助団体等監査結果報告書

第 1 監査の対象

対象法人等	東広島スポーツパーク共同企業体	監査区分	指定管理者
対象事業・施設等	東広島運動公園		
所管部局	都市部 都市整備課		
対象期間	令和 6 年度（令和 6 年 1 1 月末現在）		

第 2 監査の実施期間

令和 7 年 1 月 2 0 日から令和 7 年 3 月 1 9 日まで

第 3 監査の着眼点

指定管理者が行う公の施設の管理業務に係る出納その他の事務の執行等が法令に適合し正確であるか、効率的かつ効果的に行われているか。

所管部局が行う公の施設の管理業務に係る事務の執行等が法令に適合し正確であるか、指定管理者に対する指示・監督が適切に行われているか。

第 4 監査の実施内容

監査に当たっては、あらかじめ関係資料の提出を求め、関係資料の検査・照合により審査するとともに、実地調査及び関係職員等からの説明聴取を実施した。

なお、監査は東広島市監査委員監査基準に準拠して実施した。

第5 監査の結果

第1から第4に掲げる事項のとおり監査した限りにおいて、次のとおり事務の一部に改善を要する事項が認められたため、必要な措置を講じ、適正な事務処理に改められたい。

なお、その他の事務については、関係法令等に従いおおむね適正に執行されていたが、軽微な事務処理誤り等については、監査時に改善を求めた。

対象法人等	指摘事項
東広島スポーツパーク 共同企業体	【指定管理者が行う協定等に基づく義務の履行状況】 指定管理者が行う自主事業（各種講座）に係る施設使用料について、市に減免の申請をすることなく、指定管理者の判断で全額免除としていた。 指定管理者は、都市公園条例施行規則等に基づき、適正な事務処理に改められたい。

第6 監査意見

指定管理者との協定等に基づく義務の履行状況において、指定管理者が行う自主事業（各種講座）に係る施設使用料が、減免の申請をすることなく、指定管理者の判断で全額免除とされていた。

基本協定書では、施設を使用する場合には使用者から施設使用料を徴収し、市へ納付することとされている。当該使用料の減免を希望するのであれば、都市公園条例施行規則に規定する手続を履行し、適正な事務処理に改められたい。